

処遇改善等加算(区分3)の研修受講要件取扱いについて(保育所・地域型保育事業所)

令和 8 (2026) 年 7 月 14 日
栃木県保健福祉部こども政策課

1. 処遇改善等加算(区分3)の研修受講要件に該当する研修

- ・保育士等キャリアアップ研修
 - (1) 県が実施する研修(委託先: H29 年度～社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会)
 - (2) 県が指定する研修実施機関(別紙 2-1 参照)
県のホームページに掲載するとともに、各市町をとおして各保育所・地域型保育事業所宛てに通知する。(随時更新予定)

2. 修了すべき保育士等キャリアアップ研修の分野

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3分野以上の研修を修了	専門分野別研修のうち4分野以上の研修を修了	職務分野別リーダーとして担当する分野の研修を修了
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
マネジメント		必須	×	×
保育実践		×	×	×

※マネジメントを処遇改善等加算(区分3)の研修受講要件としてカウントできるのは副主任保育士のみ。

3. 研修受講要件の確認方法

- 施設・事業所からの処遇改善等加算(区分3)の申請時に以下のものを添付する。
- (1) ・施設・事業所で作成する研修受講歴一覧(別紙 2-様式 1)
なお、必要に応じて以下の証拠書類の写しの提出を求めることがあるため、園及び個人で適切に管理すること。
 - ・加算対象職員にかかる保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

4. その他

この取扱いについては、国通知・FAQにより変更になる可能性がある。